

「こども家庭庁」「こども基本法」問題の核心と今後の課題

高橋史朗

1 児童の権利条約の歪曲解釈と「誤った子供中心主義」

同条約には「保護を受ける権利」と「自律する権利」が含まれており、従来の「保護の対象」から「権利行使の主体」へと子供観がコペルニクス的に転換したというのは歪曲解釈であり、児童の選択を無批判に認めることは「誤った子供中心主義」である。

2 子供の「権利」とは何か

福沢諭吉は『学問のすすめ』で、原語である“right”を「権理通義」と訳し、「権利と訳したならば、必ず未来に禍根を残す」と指摘した。

3 「リプロ（性と生殖に関する健康権）」は中絶の権利を正当化するために「偽装」され言葉の手品（『グローバル性革命』参照）子供の人権の発生源は胎児である。

4 今後の課題

(1) SDGs を「常若（とこ和歌）」思想で捉え直す一道德サロン拙稿連載参照

(2) ウェルビーイングを「幸福学」とアドラー心理学で捉え直し、「志を立て、道を求め、和を成して、幸せを実感する「志道和幸福」教育として日本発の「感知融合の道德教育」として発信する。第百回日本道德教育学会ラウンドテーブルで発表予定。